

令和 2 年 8 月 7 日

各 県 立 学 校 長 様

豊かな心と身体育成課長

学校における携帯電話の取扱い等について（通知）

このことについては、これまでも「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」（平成 21 年 2 月 9 日付）により、各学校において指導方針を明確化し、教職員及び保護者間で共通理解を図るなど、指導の一層の充実をお願いしてきたところです。

このたび、文部科学省初等中等教育局長から別紙写しのとおり、「学校における携帯電話の取扱い等に関する有識者会議」における審議の結果を踏まえて、学校の取組の基本とすべき事項について通知がありました。

については、各学校における携帯電話の取扱いに係る指導の在り方の検証・見直しを行うとともに、情報モラル教育を充実させるなど、更なる取組の充実を図ってください。

なお、本県では、教育長会、校長会及び P T A 団体の代表で構成される「携帯電話等に係る啓発活動推進会議」において、これまでの啓発活動における成果と課題や学校における携帯電話の取扱いに関する具体的な取組等について協議を進める予定となっております。この会議の協議内容については、別途お知らせしますので、参考にしてください。

担 当 生徒指導係
電 話 082-513-5043(ダイヤルイン)
(担当者 神本)